

生涯学習から生涯教育へ —その目的と制度の概要—

会長 長谷川 克己

はじめに

平成26年度から日本栄養士の「生涯学習」が「生涯教育」に改められます。

栄養を通して人々の健康維持・増進、疾病の予防や治療に関わる業務の専門職である管理栄養士・栄養士は、その職務を果たすにあたって必要となる知識を習得し、日々研鑽を重ねて身に付け、公衆衛生の向上に寄与すべきです。

自身の日常業務に必要な知識の学習は当然で、管理栄養士・栄養士として科学の進歩と社会の変化に的確に対応するために、常にスキルの向上を図り、専門職としての能力の習熟が求められます。

専門職の5つの条件

1. 公共益に貢献し、公共サービスをもたらすこと
: (栄養の指導)
2. 抽象化・体系化された専門知識の教育と専門職になる訓練を有すること: (養成カリキュラムと校外・臨地実習)
3. 職業倫理を含めた自己規制基準が存在すること
: (栄養士・管理栄養士倫理綱領)
4. 免許制度が存在すること: (栄養士: 都道府県知事、管理栄養士: 国家資格で国家試験がある。
→違いはあるが免許制度)
5. 職能団体が存在し、専門職の養成基準を定めていること: (日本栄養士会・都道府県栄養士会)

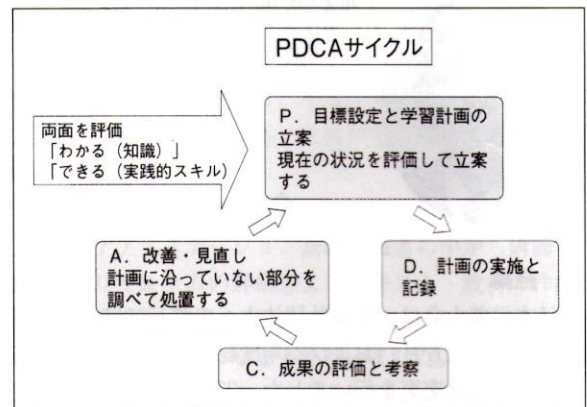
1. 制度変更の目的

このようなことから、従来から行ってきた生涯学習(CE: Continuing Education)から、キャリア形成を支援できる生涯教育制度とするために、生涯職能開発(CPD: Continuous Professional Development)へと移行されます。

研修の目的は、「単位」や「認定」の取得にあるのではなく、管理栄養士・栄養士として国民のために役立つ能力を身に付けることです。

生涯教育では、自身の評価を行い、到達目標を決定して研修計画(P)を作成し、実践(D)、評価(C)、改善・見直し(A)を繰り返すことによりスキルの向上を目指します。このPDCAサイクルで研鑽を積み「知識・技術・倫理の面で信頼できる専門職」であるとの社会的評価を得ることが重要となります。

図1 CPD (生涯職能開発) のプロセス



2. 生涯教育制度構築のポイント

1) 生涯職能開発 (CPD)

各職域の初任者(3年)、中堅の実務者(5~10年)、管理者(15年)のコンピテンシー(到達目標)を明確にして、専門知識の継続的な自己研鑽をめざす生涯職能開発(CPD)への移行を図ります。

2) 自己研鑽

自己研鑽は、生涯教育での研修や実務でのトレーニングを重視し、PDCAサイクルを取り入れます。

3) 生涯教育の構成

対象者の状況にかかわらず個々人に応じた適切な「栄養の指導」ができることを目指す「基幹教育」と、その分野ごとにさらに専門性を高める「拡充教育」に区別されます。

4) 認定制度

生涯教育の単位制度を基本に、キャリア形成を支援するためスキルの到達度に応じた認定制度が組み入れられます。

これらの資格には、認定期間を設け、スキルの向上と質のため更新制度が取り入れられます。

3. 基幹教育と拡充教育

「基幹教育」は、専門知識・技術の修得と実践力をつけ、対象者の状況にかかわらず適切な「栄養の指導」ができることを目指します。基本研修と実務者研修に分類し、基本研修は、管理栄養士・栄養士としてのミニマムスタンダードです。

「拡充教育」は、専門領域の特定種類業務における管理栄養士・栄養士の専門的知識・技術、学術(教育・研究スキル)を向上させるものです。現在は、特定分野として4分野がありますが、トップリーダーとスペシャリストについては、今後検討することになっています。

図2 生涯教育のイメージ

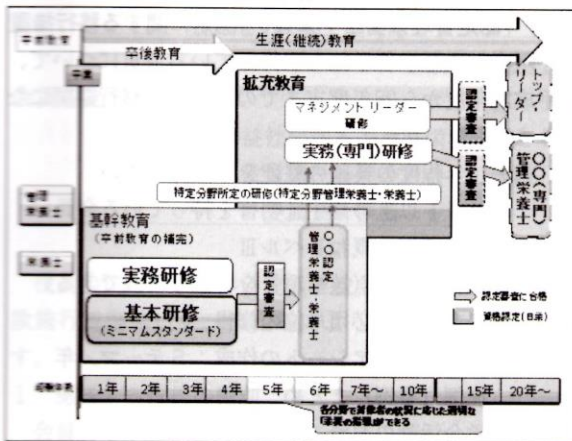


図3 栄養士・管理栄養士のミニマムスタンダード

- 専門職としての職業倫理をベースにした態度や行動をとる。
- 栄養士や管理栄養士が行う「栄養の指導」の本質とその実践形態を理解し説明できる。
- 栄養ケア・プロセス（栄養アセスメント、栄養診断、栄養介入、栄養モニタリングと評価）の基本を理解し、活用できる。
- 行動変容の理論と実践について習熟している。

↓

栄養士も管理栄養士も日本栄養士会の生涯教育制度の基本研修を受けて、ミニマムスタンダードへの到達度を自己点検し、到達しよう！

参考：卒後教育と生涯教育
 ・卒後教育：大学教育の補完+実践家のミニマムスタンダード
 ・生涯（継続）教育：卒後教育の補完。アップデート、自己実現

図4 到達目標の一部（例）

到達目標	小項目	経験年数における到達目標			
		3年	5年	10年	15年以上
生涯教育到達目標	生命の尊厳を理解し、ふさわしい行動ができる	●	■	IV	IV
	医療人の倫理規範を理解し実践できる	●	■	IV	IV
	患者・障害者の権利、インフォームドコンセントを理解し行動できる。	●	■	IV	IV
	守秘義務について理解し、遵守できる	●	■	IV	IV
	管理栄養士・栄養士の職業倫理を自覚し、対象者に対してふさわしい行動ができる	●	■	IV	IV
	専門職として常に自己研鑽によるキャリアをアップデートすることが重要であることを理解している	●	■	IV	IV
	栄養への適切な接遇ができる	●	■	IV	IV
	同僚や関係者等と適切なコミュニケーションをとることができる	●	■	IV	IV
	栄養士会組織の公益性を踏まえた活動を理解できる	●	■	IV	IV
	栄養士会を自らのキャリア形成や仲間づくり、情報収集に活用することが大切であることを理解できる	●	■	IV	IV
栄養士会の活動に参加し、仲間づくりができる	●	■	IV	IV	

4. 基幹教育

1) スキルの到達目標と「キャリアノート」（自己研鑽の記録）

キャリアノートは、自己研鑽した内容を整理記録するもので、到達目標（コンピテンシー）、キャリアシート、研修の受講状況（取得単位）、学会への参加などを所定の様式で整理し、自己管理します。PDCAに従って生涯教育での研修や実務でトレーニングした内

容を、キャリアシートに記入します。キャリアシートは、自己の研鑽内容を記録するもので、日本栄養士会のホームページからダウンロードできます。目標は、年間5テーマ以上です。

2) 基本研修（原則として都道府県栄養士会で実施する研修

管理栄養士・栄養士として備えておくべきスキルの研修で、すべての職域の管理栄養士・栄養士に共通するもので、ミニマムスタンダードになります。職業倫理、社会活動、栄養の指導、栄養ケアプロセスなどの基本事項を研修します。

この基本研修は、原則として会員全てが受講するものとされています。

3) 実務研修（各職域、都道府県栄養士会あるいは地域単位で実施する研修）

- ①各専門分野（職域）でさらに特化される知識・技術の習熟のための研修で、職域が主体となって実施されますが、受講に関しては分野（職域）の制限はせず、本人の選択とされます。
- ②全国研修会や、従来のスキルアップ研修会、日本栄養士会との共同研修事業などが含まれます。
- ③他団体（医師会、看護協会など）の行う研修会で、事前に内容の確認と手続き（栄養士会の実務研修分野の項目と単位の認定）が行われていれば、5単位/60単位を上限に認められます。

5. キャリアの認定

1) 認定管理栄養士・栄養士

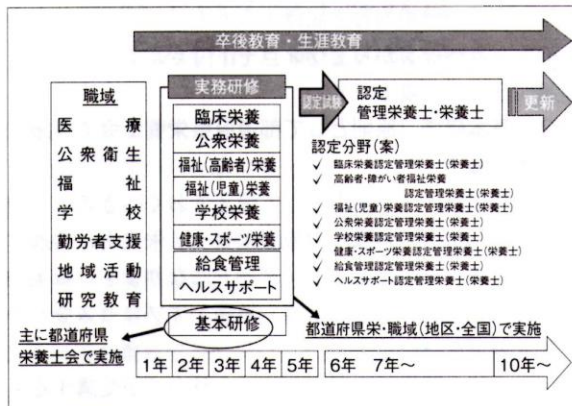
臨床栄養、福祉（高齢者・障がい者、児童）公衆栄養、健康・スポーツ栄養、学校栄養、給食管理、ヘルスサポート（仮称）等の専門領域において、習熟した栄養に関する技術と知識を用いて「栄養の指導」を、責任をもって実践でき、かつチームのリーダーとして指導的役割を果たし、所属施設の運営や、他部門との連携に積極的に関与し、他者にモデルを示すことができるレベルに到達したことを認めます。

生涯職能開発（CPD）では、自己研鑽の客観的成果が重視されます。学会への参加・発表、パネリスト、著書なども評価の対象になります。

このため、認定に当たっては、所定の研修以外に、専門分野に関する事例報告、学会発表の実績の提出が必要になります。

また、質の担保を図るために、更新制度が取り入れられました。

図5 基幹教育と認定制度



2) 認定管理栄養士・栄養士の認定と更新の条件

[認定の条件]

- ①管理栄養士・栄養士の免許を有し日本栄養士会会員であること。
- ②実務経験5年以上
- ③自己評価：到達目標が、概ねレベルⅢ（該当項目を単独で実践できる）
- ④自己研鑽：キャリアシート5シート/年作成
- ⑤基幹教育取得単位：60単位以上
基本研修30単位以上（うち必須単位20単位）
実務研修30単位以上
（臨床栄養は40単位以上）
- ⑥事例報告：専門領域の「栄養の指導」に関するテーマの事例報告の提出
- ⑦専門領域の「栄養の指導」に関する学会等（地方会、研究会も含める）での発表1回以上、学会参加3回以上
- ⑧認定試験に合格
認定資格取得後、5年ごとの更新が義務づけられます。

[更新の認定条件]

- ①取得単位60単位以上
うち基幹教育（基本研修、実務研修）：30単位以上
うち自己研鑽による単位：20単位以上
（うち、学会参加3回以上、臨床栄養は5回以上）
<単位への換算>
学会・研究会での発表（抄録コピー）：連名；2単位、発表者；5単位
学会参加（参加証のコピー）：2単位
事例報告（分野ごとの様式）：2単位
講演会・研修会の講師、大学での非常勤講義：5単位
シンポジスト・パネリスト：5単位
執筆：学術論文：10単位、

機関紙・本・雑誌など：5単位

3) 「認定管理栄養士・栄養士」認定に関する移行措置

現在、生涯学習単位を取得している会員について、平成26年度から28年度末までの3年間は移行期間になります。

過去10年程度の業績の整理をしてください

ホワイト以上の修了証明書を持っている会員

自己評価：概ねレベルⅢ

（該当項目を単独で実践できる）

基本研修：必須単位の修得

⇒（キャリアシートの作成：5テーマ/年

症例（事例）まとめ

学会活動の記録：学会発表と参加

試験

認定管理栄養士・栄養士

修了証明書がない会員

基幹研修：不足単位の修得

実務研修：専門領域認定要件単位の修得

⇒（キャリアシートの作成：5テーマ/年）

その他は、修了証明書を持っているものに準ずる

4) 生涯教育修了証明書の発行

継続して研修を受け、常に新しい知識を習得して、スキルの向上に努めていることに対して、ホワイト、ブロンズ、シルバー、ゴールドの修了証明書を本人の申告により公布されます。

これらの修了書は、研鑽を継続していることを認めるものであることから、5年間の有効期間が設けられます。

平成26年度から開始される「生涯教育」の概要について現在、理解している範囲で記載しました。

今後、会員向けとして、栄養日本誌3月号、日本栄養士会雑誌4月号で詳細がお知らせされる予定ですのでご理解をいただき、1人でも多くの会員の皆さまの平成26年度からの生涯教育への参加をお願い致します。